

盛岡広域振興局長告示第121号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成23年10月7日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370104366	株式会社ジャパンケア サービス東日本	ジャパンケア盛岡本町	盛岡市本町通三丁目20番25 号パークハイツ本町201ー 1	平成23年10月1日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370104374	株式会社ジャパンケア サービス東日本	ジャパンケア盛岡本町	盛岡市本町通三丁目20番25 号パークハイツ本町1階	平成23年10月1日
0371400128	医療法人社団終会	もりディサービス	八幡平市大更第25地割118 番地9	”